

第三十次拜會決定案の要旨

以上等々を以て、第四十次、第二十九次、第二十八次、第二十七次、第二十六次、第二十五次、第二十四次、第二十三次、第二十二次、第二十一次、第二十次、第十九次、第十八次、第十七次、第十六次、第十五次、第十四次、第十三次、第十二次、第十一次、第十次、第九次、第八次、第七次、第六次、第五次、第四次、第三次、第二次、第一次、の各回、各々、

(一) 支那の労働組合の発展に資するに、本協会の各支部に、労働組合の組織を指導し、その発展を援助する。特に、労働組合の組織が未だ不十分である地方に、積極的に働きかける。また、労働組合の組織が既に存在する地方においても、その発展を援助し、労働者の利益を擁護する。

(二) 本協会の各支部は、中央執行委員会の指導の下に、各地方の労働組合の組織を指導し、その発展を援助する。特に、労働組合の組織が未だ不十分である地方に、積極的に働きかける。また、労働組合の組織が既に存在する地方においても、その発展を援助し、労働者の利益を擁護する。

(三) 本協会の各支部は、中央執行委員会の指導の下に、各地方の労働組合の組織を指導し、その発展を援助する。特に、労働組合の組織が未だ不十分である地方に、積極的に働きかける。また、労働組合の組織が既に存在する地方においても、その発展を援助し、労働者の利益を擁護する。

(四) 本協会の各支部は、中央執行委員会の指導の下に、各地方の労働組合の組織を指導し、その発展を援助する。特に、労働組合の組織が未だ不十分である地方に、積極的に働きかける。また、労働組合の組織が既に存在する地方においても、その発展を援助し、労働者の利益を擁護する。

(五) 本協会の各支部は、中央執行委員会の指導の下に、各地方の労働組合の組織を指導し、その発展を援助する。特に、労働組合の組織が未だ不十分である地方に、積極的に働きかける。また、労働組合の組織が既に存在する地方においても、その発展を援助し、労働者の利益を擁護する。

財団法人協同會大阪支所

今回獨立労働協會を中心として智識階級を含む獨立労働組合の組織を、意圖するに、以て豫め一同の諒解を求め置かば、提案満場異議なく之を承認し引續き議事を移す。

二 支部構成分子に關する問題

先づ實川豊彦發言ヲ求メ現在労働農民黨が徹々トシテ振ハテ來イ所以ノモノハ一般社會ヨリ疑惑ノ眼ヲ以テ迎ヘラレツツアルコトニ基因スルト思フ外國ノ實例ヲ見ルモ労働組合主義者ト共產系團體トが共に政黨ヲ造ルカ如キコトハ其ノ實例ヲ見ナイ吾労働農民

黨モ此際斷然左翼分子排斥ノ方針ヲトリ一般無産大衆ハ勿論所謂中産階級等ヲモ之ニ加入セシメナケレバナラヌト述ベ次イテ西尾末廣ヨリ緊急動議ヲ提出第二回中央執行委員會席上一般的ニ門戸開放ト決シタルモ其後ノ實情ヲ觀察スルトキハ三重縣下ノ問題ヲ始メトシテ寒心ニ堪ヘナイモノ妙クナニ依ツテ於際此際サキニ問題トナツタ日本労働組合評議會、全日本無産青年同盟、水平社